

文京区公告式条例等の一部を改正する条例について

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の趣旨を踏まえ、区民の利便性の向上及び事務手続の簡素化を図るため、以下2に掲げる5条例について規定を整備する。

2 改正する条例

- (1) 文京区公告式条例（昭和26年12月文京区条例第21号）
- (2) 文京区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月文京区条例第6号）
- (3) 職員の退職手当に関する条例（昭和34年7月文京区条例第31号）
- (4) 文京区立公園条例（昭和55年4月文京区条例第22号）
- (5) 文京区立本郷給水所公苑条例（昭和52年4月文京区条例第15号）

3 新旧対照表

別紙1から5までのとおり

4 施行期日等

- (1) 施行期日
令和8年5月21日
- (2) 経過措置
次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後にする通知又は公示について適用し、同日前にした通知又は公示については、なお従前の例による。
ア 改正後の職員の退職手当に関する条例第16条第3項
イ 改正後の文京区立公園条例第23条の3第1項
ウ 改正後の文京区立本郷給水所公苑条例第12条の3第1項

【第一条改正関係】 文京区公告式条例（昭和二十六年十二月文京区条例第二十一号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区公告式条例</p> <p style="text-align: right;">昭和二十六年十二月二十六日 条例第二十一号</p> <p>（_____目的）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条の規定に<u>基づく</u>公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（条例の公布）</p> <p>第二条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に区長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>区</u>のウェブサイトに掲載し、又は文京区役所門前掲示場に掲示してこれを行う。</p> <p>（規則の公布_____）</p> <p>第三条 <u>区長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び区長名を記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第二項の規定は、前項の規則について準用する。</u></p> <p>（<u>規程に関する準用</u>）</p> <p>第四条 <u>第二条第二項及び前条第一項の規定は、区長の定める規程（同項の規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。</u></p>	<p>○文京区公告式条例</p> <p style="text-align: right;">昭和二十六年十二月二十六日 条例第二十一号</p> <p>（<u>この条例の</u>目的）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条の規定に<u>基く</u>、公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（条例の公布）</p> <p>第二条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に区長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、_____文京区役所門前掲示場に掲示してこれを行う。</p> <p>（規則に関する準用）</p> <p>第三条 <u>前条の規定は、規則にこれを準用する。</u></p> <p>_____</p> <p>（<u>新規</u>）</p> <p>（<u>規程の公表</u>_____）</p> <p>第四条 <u>規則を除く外、区長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文・年月日及び区長名を記入して区長印をおさなければならない。</u></p>

【第三条改正関係】 職員の退職手当に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十一号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○ 職員の退職手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和三十四年七月 条例第三十一号</p> <p>第一条から第十五条まで 現行のとおり （懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第十六条 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を<u>当該退職手当管理機関に係るウェブサイトに掲載し、又は当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること</u>をもつて通知に代えることができる。この場合においては、その<u>掲載又は掲示</u>をした日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>第十七条から第二十四条まで 現行のとおり</p>	<p>○ 職員の退職手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和三十四年七月 条例第三十一号</p> <p>第一条から第十五条まで 略</p> <p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を_____当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもつて通知に代えることができる。この場合においては、その_____ <u>掲示</u> した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>第十七条から第二十四条まで 略</p>

【第四条改正関係】文京区立公園条例（昭和五十五年四月文京区条例第二十二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区立公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和五十五年四月一日 条例第二十二号</p> <p>目次及び第一章から第五章まで 現行のとおり</p> <p style="text-align: center;">第六章 雑則</p> <p>第二十条から第二十三条の二まで 現行のとおり</p> <p>第二十三条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 前条各号に掲げる事項を保管を始めた日から起算して十四日間、 <u>区のウェブサイトに掲載し、又は規則で定める場所に掲示すること。</u></p> <p>二 前号の<u>掲載又は掲示</u>に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、同号の<u>掲載又は掲示</u>の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十三条の六において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その<u>掲載又は掲示</u>の要旨を広報紙により周知すること。</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>第二十三条の四から第三十五条まで 現行のとおり</p> <p>別表第一から別表第五まで 現行のとおり</p>	<p>○文京区立公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和五十五年四月一日 条例第二十二号</p> <p>目次及び第一章から第五章まで 略</p> <p style="text-align: center;">第六章 雑則</p> <p>第二十条から第二十三条の二まで 略</p> <p>第二十三条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 前条各号に掲げる事項を保管を始めた日から起算して十四日間、 _____規則で定める場所に掲示すること。</p> <p>二 前号の_____掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、同号の_____掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十三条の六において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その_____掲示の要旨を広報紙により周知すること。</p> <p>2 略</p> <p>第二十三条の四から第三十五条まで 略</p> <p>別表第一から別表第五まで 略</p>

